

医療総合補償特約付傷害総合保険

重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、医療総合補償特約付傷害総合保険「重要事項説明書」において マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

1. 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

(1) 保険金をお支払いする場合に該当したときは、30日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被つた損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

(2) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

(3) 保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書 など
保険事故発生の確認	交通事故証明書 など
保険金を支払うべき額の確認	診断書、入院日・入院日数などを記載した病院または診療所の証明書、治療費領収書 など
被保険者であることの確認	健康保険証（写）、住民票 など
その他	同意書（医療機関照会用）、運転免許証（写）、戸籍謄本 など

(4) 弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

2. 代理請求人制度

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人など）がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※1）

②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（※2）（①の配偶者（※1）がいない場合または①の配偶者（※1）に保険金を請求できない事情がある場合）

③①以外の配偶者（※1）または②以外の3親等内の親族（※2）（①、②の方がいずれもいない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合）

（※1）法律上の配偶者に限ります。

（※2）法律上の親族に限ります。

3. 特約の終了

「先進医療費用補償特約」については、保険金の支払額が通算で2,000万円となった場合、保険期間の途中であっても特約は終了します。特約が終了すると、先進医療費用保険金はお支払いできなくなりますが、ご契約は、他の特約が存続している限り、引き続き有効です。（被保険者の方が死亡された場合は、ご契約は失効します。）

4. 保険期間の途中で公的医療保険制度の改正などがあった場合

(1) 保険期間の途中で公的医療保険制度の改正または医療環境・医療技術の変化があった場合で、弊社が特に必要と認めたときは、弊社は、主務官庁の認可を得て、ご契約をその改正または変化に適した内容に変更することができます。この場合、ご契約者に対して書面でお知らせします。

(2) 保険期間の途中で公的医療保険制度の改正があり、自己負担割合が引き上げ（例：3割負担→5割負担）になったとしても、「入院治療費用保険金」の「型」が3型であれば、支払額は“診療報酬点数×3円+食事療養標準負担額等”であり、治療費の負担額の増加に対する保険金は支払われません。

5. 保険証券の確認・保管

(1) ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。

(2) 保険証券は、保険契約の内容が記載されている重要な書類です。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

(3) 保険証券は大切に保管してください。